

令和4年7月28日

各 学 部 長
地 域 創 造 学 環 長
光 医 工 学 研 究 科 長
創 造 科 学 技 術 大 学 院 長
電 子 工 学 研 究 所 長 殿
グ リ ー ン 科 学 技 術 研 究 所 長
各 学 内 共 同 教 育 研 究 施 設 長
国 際 連 携 推 進 機 構 長
保 健 セ ン タ ー 所 長

学 長

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第3報】

標記の件については、令和2年5月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第2報】」により通知をしているところですが、文部科学省、厚生労働省及び静岡県から、濃厚接触者の取扱い、濃厚接触者及び海外からの帰国（入国）者の待機期間について変更されたことや、現行の取扱いを整理・明確化するため、別添のとおり改正した取扱いを送付しますので、教職員及び学生に周知し、遺漏ないようご対応願います。

なお、令和2年5月15日付け「新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて（通知）【第2報】」は、本日をもって廃止します。

（本件担当）
学務部教務課教育企画係
電 話 054-238-4257
E-mail: gkyoumu2@adb.shizuoka.ac.jp

1. 改正の概要

(1) 新型コロナウイルス感染症の法的位置づけについて

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」が令和3年2月3日に改正され、新型コロナウイルス感染症は、「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたため、該当箇所を改める。

(2) 対象とする学生について

聴講生、短期交流特別学部学生及び大学院特別研究学生を追加する。

(3) 濃厚接触者及び海外から帰国（入国）した者の待機期間について

濃厚接触者及び海外から帰国（入国）した者の待機期間が変更され、今後変更される可能性があるため、濃厚接触者については保健所等から指示を受けた期間、海外から帰国（入国）した者については政府の水際対策措置に基づき指示を受けた期間を待機期間とするよう改める。

(4) 該当要件について

従前の取扱いでは、発熱等の症状がある場合、「新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生」と「発熱や咳などの風邪の症状のある学生」の双方の要件に該当し、その区別が必ずしも明確ではなかった。

このため、従前の取扱いにおける要件のうち「新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生」に含まれていた「濃厚接触者として自宅待機の指示を受けた学生」を、新設する要件「保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生」に分類し、発熱等の症状がある場合は、「風邪の症状がある学生」により手続きを行うよう改める。（従前の取扱いにおける要件「新型コロナウイルス感染症に感染の疑いのある学生」は削除する。）

(5) 登校停止の期間について

① 新型コロナウイルス感染症に感染した学生

登校停止開始日：「新型コロナウイルス感染症に感染した日」を「医療機関又は保健所から新型コロナウイルス感染症に感染したと診断を受けた日」に改める。

登校停止終了日：「新型コロナウイルス感染症が治癒した日」を「保健所等から指示を受けた自宅等での療養期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日」に改める。

② 濃厚接触者として特定を受けた学生

登校停止の開始日：「帰国者・接触者相談センター等に相談する目安や、保健所より濃厚接触者として自宅待機の指示が出た者などに該当した旨を学務担当係に連絡した日」を「保健所等から濃厚接触者として特定

を受けた日」に改める。

登校停止の終了日：「静岡県内の各保健所に開設される「帰国者・接触者相談センター」、検査機関及び医療機関との相談、検査又は診断の結果、新型コロナウイルス感染症に感染していない場合は、その旨を学務担当係に連絡した日」を、「保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日」に改める。

③風邪の症状がある学生

登校停止の開始日：「該当者が発熱や咳などの風邪の症状が発生した旨を学務担当係に連絡した日」を「風邪の症状がある学生が、風邪の症状を発症した旨を保健センターWeb サイト掲載の報告フォームに入力した日」に改める。

登校停止の終了日：「経過観察ののち、治癒した旨を学務担当係に連絡した日」を「風邪の症状が治癒し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日」に改める。

④海外から帰国（入国）した学生

登校停止の期間：「帰国日の翌日から起算して 14 日間」を「政府の水際対策措置に基づき、宿泊施設等での待機を求められた日から、宿泊施設等での待機を求められた期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日まで」に改める。

(6)登校停止の手続きについて

学生が登校停止の要件に該当した場合に行う最初の手続きは以下のとおりとする。

- ① 保健センターWeb サイト掲載のフォームに入力する
 - ② 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に、授業を欠席すること及び欠席する授業日を連絡する
 - ③ 医療機関に受診について相談する（風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある場合のみ）
 - ・ かかりつけ医がいる学生
 - かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいない学生
 - 発熱等受診相談センターに電話し医療機関の紹介を受け、紹介を受けた医療機関に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - ④ 「健康観察表」に登校停止期間中の症状等を記録する
- ※ 以降の手続きは、従前の取扱いから大きな変更はない。

2. その他

従前の取扱いからの変更点の詳細は、別添「新旧対照表」で確認すること。

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて

I. 登校停止について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により新型インフルエンザ等感染症とされた新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため、学校保健安全法第19条等に基づき、下記①～④のいずれかに該当する学生（学部学生、大学院学生、研究生、法務研修生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び大学院特別研究学生をいう。以下同じ。）については、本学への登校（授業への出席のほか課外活動や研究等本学で行う全ての活動への参加をいう。）及び学外での活動への参加を一切禁止し、自宅等での待機（療養）を求める措置（以下、「登校停止」という。）を行う。（具体的手続は、Ⅱ及びⅢに示すとおりとする。）

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した学生
- ②保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生
- ③風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生
- ④海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき、宿泊施設等での待機の指示を受けた学生（私事渡航を含む。以下同じ。）

（※①～④の該当要件は、Ⅱ及び（別紙1）を参照のこと）

【関係法令及び学内規則】

○学校保健安全法（抄）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっている、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令（抄）

（出席停止の指示）

第6条 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

○学校保健安全法施行規則（抄）

（感染症の種類）

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三 （略）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二・三 （略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。

五・六 （略）

○静岡大学学部共通細則（抄）

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

○静岡大学大学院規則（抄）

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

Ⅱ. 登校停止の適用について

1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、医療機関又は保健所から新型コロナウイルス感染症に感染したと診断を受けた日から、保健所等から指示を受けた自宅等での療養期間が終了し、保健センター（静岡キャンパスの学生は静岡支援室、浜松キャンパスの学生は浜松支援室、以下同じ。）が授業等の出席に支障がないと認めた日までとする。

ただし、下記2、3又は4による登校停止から引き続いて新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明し、継続して登校停止となる場合の登校停止の開始日は、最初の登校停止の開始日とする。

(2) 登校停止の手続（別紙2－1参照）

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した学生（以下、「当該学生」という。）は、以下3つの事項について対応する。
 - ア 保健センターWebサイト掲載の「保健所等連絡報告フォーム」に入力する
 - イ 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する
 - ・ 陽性判定を受けたため授業を欠席すること
 - ・ 欠席する授業日
 - ウ 「健康観察表」（別紙3－1又は3－2参照）に登校停止期間中の症状等を記録する

※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと
- ② 保健所等から指示を受けた自宅等での療養期間が終了した学生は、健康観察表、及び治癒証明書又は治癒したことが証明できる書類（別紙4参照。医療機関等から発行された場合のみ。以下、「治癒証明書等」という。）を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表及び治癒証明書等に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間及び確認日も記載する。
- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表及び治癒証明書等を所属する学部・大学院等の学務（教務）係又は地域創造学環係（以下、「学務担当係」）に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表及び治癒証明書等の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表及び治癒証明書等の提出があつ

た場合は、写しを当該学生に返却し、原本は保管する。

- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表及び治癒証明書等の写しを欠席した授受業担当教員に提示する。

2. 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生について

(1) 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、保健所等から濃厚接触者として特定を受けた日から、保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日までとする。

ただし、下記3又は4による登校停止から引き続いて新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受け、継続して登校停止となる場合の登校停止の開始日は、最初の登校停止の開始日とする。

※ 登校停止期間中に、新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従って対応する。

(2) 登校停止の手続（別紙2－2参照）

- ① 保健所等から濃厚接触者として特定を受けた学生（以下、「当該学生」という。）は、以下4つの事項について対応する。
 - ア 保健センターWebサイト掲載の「保健所等連絡報告フォーム」に入力する
 - イ 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する
 - ・ 濃厚接触者として特定を受けたため授業を欠席すること
 - ・ 欠席する授業日
 - ウ 医療機関に受診について相談する（風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある場合のみ）
 - ・ かかりつけ医がいる学生
→ かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいない学生
→ 発熱等受診相談センターに電話し医療機関の紹介を受け、紹介を受けた医療機関に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - エ 「健康観察表」（別紙3－1又は3－2参照）に登校停止期間中の症状等を記録する
- ※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと
- ② 保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了した学生は、健康観察表を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間と確認日も記載する。

- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表を学務担当係に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表の提出があった場合は、健康観察表の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

3. 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生について

（１）風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止の開始日は、風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生（以下、「当該学生」という。）が、風邪の症状を発症した旨を保健センターWeb サイト掲載の「風邪症状の報告フォーム」に入力した日とする。
- ・ 登校停止の終了日は、風邪の症状が治癒し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日とする。（登校停止の終了日が登校停止の開始日と同一の日であることもありうる。）

※ 登校停止期間中に、新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従い、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた場合は、以後、「2. 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生について」に従って対応する。

（２）登校停止の手続（別紙２－３参照）

- ① 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生は、以下４つの事項について対応する。
 - ア 保健センターWebサイト掲載の「風邪症状の報告フォーム」に入力する
※風邪の症状を発症した学生は、直ちに上記フォームに入力すること。
風邪の症状が治癒した後に入力した場合は本取扱いの対象とはならない。
 - イ 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する
 - ・ 風邪の症状があるため授業を欠席すること
 - ・ 欠席する授業日
 - ウ 医療機関に受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいる学生
→ かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいない学生
→ 発熱等受診相談センターに電話し医療機関の紹介を受け、紹介を受けた医療機関に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - エ 「健康観察表」（別紙３－１又は３－２参照）に登校停止期間中の症状等を記録する
- ※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと
- ② 風邪の症状が治癒した学生は、健康観察表を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間と確認日も記載する。

- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表を学務担当係に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表の提出があった場合は、健康観察表の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

4. 海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき宿泊施設等での待機の指示を受けた学生について

（１）海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき宿泊施設等での待機の指示を受けた学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、政府の水際対策措置に基づき、宿泊施設等での待機を求められた日から、宿泊施設等での待機を求められた期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日までとする。

※ 登校停止期間中に、新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「１．新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従い、風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）を発症した場合は、以後、「３．風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生について」に従って対応する。

（２）登校停止の手続（別紙２－４参照）

- ① 海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき宿泊施設等での待機の指示を受けた学生（以下、「当該学生」という。）は、以下３つの事項について対応する。

ア 保健センターWebサイト掲載の「帰国者用の報告フォーム」に入力する

イ 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する

- ・ 海外から帰国（入国）し宿泊施設等での待機を求められたため授業を欠席すること
- ・ 欠席する授業日

ウ 「健康観察表」（別紙３－１又は３－２参照）に登校停止期間中の症状等を記録する

※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと

- ② 宿泊施設等での待機を求められた期間が終了した学生は、健康観察表及び帰国（入国）日が分かる書類（パスポートの写しや航空券の半券等）を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間と確認日も記載する。
- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表及び帰国（入国）日が分かる書類を学務担当係に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表及び帰国（入国）日が分かる書類の提出があった場合は、健康観察表の写し及び帰国（入国）日が分かる書

類を当該学生に返却し、健康観察表の原本は保管する。

- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

Ⅲ. 授業の出欠の取扱いについて

I 及びⅡにより、学校保健安全法第 19 条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、欠席扱いとしないものとする。

(欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。)

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、下記の「登校停止の要件」に該当する学生は、大学には登校しない（又は速やかに下校する）こと。

1. 登校停止の要件

- ① 新型コロナウイルス感染症に**感染した**学生
- ② **保健所等から**新型コロナウイルス感染症の**濃厚接触者として特定を受けた**学生
- ③ **風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある**学生
- ④ 海外から**日本に帰国（入国）**し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での待機の指示を受けた**学生

2. 授業の出欠の取扱い

学校保健安全法第19条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、欠席扱いとしないものとする。
（欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。）

新型コロナウイルス感染症に感染した学生は、登校停止とします。

医療機関又は保健所から「陽性」と診断を受ける

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**保健所等連絡報告フォーム**」に入力
<https://www.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合
学務情報システムの「教員問合せ機能」で以下事項を授業担当教員に連絡
(1) 陽性判定を受けたため授業を欠席すること
(2) 欠席する授業日

③「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**

保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了

保健センターに以下の書類を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等（医療機関等から発行された場合のみ）

保健センターで確認を受けた以下書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた以下の書類の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生は、登校停止とします。

保健所等から濃厚接触者として特定を受ける

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から④の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**保健所等連絡報告フォーム**」に入力
<https://wvp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合
学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡
(1) 濃厚接触者に認定されたため授業を欠席すること
(2) 欠席する授業日

③風邪症状（発熱、咳、のどの痛みなど）がある場合のみ
・ かかりつけ医がいる学生：かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
・ かかりつけ医がいない学生：発熱等受診相談センターに電話し病院の紹介を受け、紹介を受けた病院に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する

静岡県発熱等受診相談センター <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/hatsunetsutoujushinsoudancenter.pdf>

④「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**



保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了

保健センターに「健康観察表」を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

保健センターで確認を受けた「健康観察表」を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生は、登校停止とします。

風邪の症状（発熱、咳、のどの痛みなど）がある

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から④の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**風邪症状の報告フォーム**」に入力

<https://www.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



※風邪の症状を発症した学生は、直ちに上記フォームに入力すること。
風邪の症状が治癒した後に入力した場合は本取扱いの対象とはならない。

②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡

- (1) 風邪症状があるため授業を欠席すること
- (2) 欠席する授業日

③医療機関等に相談

- ・ かかりつけ医がいる学生：かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
- ・ かかりつけ医がいない学生：発熱等受診相談センターに電話し病院の紹介を受け、紹介を受けた病院に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する

静岡県発熱等受診相談センター <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/hatsunetsutoujushinsoudancenter.pdf>

④「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**



風邪の症状（発熱、咳、のどの痛みなど）が治癒

保健センターに「健康観察表」を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

保健センターで確認を受けた「健康観察表」を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

海外から**日本に帰国（入国）**し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での指示を受けた学生は、登校停止**とします。

海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき、
宿泊施設等での待機を求められた

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**帰国者用の報告フォーム**」に入力
<https://wvp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡

(1) 海外から帰国（入国）し宿泊施設等での待機を求められたため授業を欠席すること

(2) 欠席する授業日

③「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**

政府の水際対策措置で定められた待機期間終了

保健センターに以下の書類を提出し体調確認を受ける

①健康観察表（提出後、原本を受け取る）

②帰国（入国）日が分かる書類（パスポートの写しや航空券の半券の写し等。提出後、返却を受ける。）

保健センターで確認を受けた以下書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける

①健康観察表（提出後、写しを受け取る）

②帰国（入国）日が分かる書類（提出後、返却を受ける）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

健康観察表

登校日の朝まで健康チェックを行う

*体調不良や病院受診、保健所での相談・検査などされた場合

静岡大学保健センター

静岡 054-238-4468

保健センターへ連絡をしてください。(Webフォーム・メール・電話)

浜松 053-478-1012

*体調が回復したら健康記録表を保健センターに持参してください

『発熱等の風邪症状がみられる場合』：症状消失・解熱剤を使用せずに平熱が3日間続くまでは出席停止です

教職員：所属

学生：学籍番号

氏名

男・女

住所

自宅・アパート・寮・会館

携帯電話

所属部活・サークル

通学時：バス利用・電車利用

☆ボールペンで記入

*症状がある時は○

*出席したところに○ 欠席したところに×

月 / 日	曜日	体温	使 用 熱 ○ 剤	症 状							就業・授業・サークル・部活・アルバイト・旅行など						
				熱感	だるい	息切れ	鼻水	咳	頭痛	のど痛	他	午前 1コマ	2コマ	午後 3コマ	4コマ	5コマ	部 活
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															
/		朝 . °C															
/		夕 . °C															

*発熱や倦怠感など体調不良がある方は、かかりつけ医に電話で相談しましょう。

*かかりつけ医がない場合「発熱等受診相談センター」で24時間電話相談を受け付けています。

*静岡市保健所 054-249-2221 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

新型コロナウイルスに関するその他の相談について

054-249-3172 受付時間：8：30～17：15（平日）

*浜松市保健所 053-453-6118 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

停止期間

～

確認印

保健センター

担当事務

【静岡大学保健センター】

静岡054-238-4468

浜松053-478-1012

Health Check sheet

【別紙 3 - 2】

- * Please contact the Health Care Center if you feel unwell, receive a hospital visit, and have a consultation or examination at the City health center.(Web form, e-mail, Phone)
Health Care Center 保健センター Shizuoka 静岡 054-238-4468 (4468) Hamamatsu 浜松 053-478-1012 (1012)
- * After you healing, please bring this record sheet to Health Care Center.
- * 『Report for Cold Symptoms』: You can not attend the University, until normal fever lasts for 3days without using antipyretics and symptoms disappearance.

Student ID	Name	M・F
Address		I live in (Private apartment, University Residence, Family home)
Cell phone number	Supervisor (laboratory)	
Student Club /Society	Use of transport to school (Bus/Train)	

* Put a circle ○ in a box when the symptoms appear

* Activities you did (Circle ○ all that apply)

Date	Day of week	Temperature	Use of antipyretics	Symptoms								Lecture							
				Fever	Malaise	Runny nose	Sneezing	Cough	Headache	Sore throat	Others	AM		PM			Society/ Club activities	Part-time job	Travel/ other activities etc.
												1	2	3	4	5			
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	
/	Morning	°C																	
	Evening	°C																	

- * If you have a fever or feeling unwell, please call your family doctor
- * If you do not have a family doctor, you can accept telephone consultations 24 hours a day at the "Fever Consultation Center "
- * Shizuoka-shi public health center 054-249-2221 Reception hours: 24 hours (Saturdays,Sundays,and holidays are also held)
Other consultaion about New Coronavirus.054-249-3172 Reception hours: 8:30~17:15(weekdays)
- * Hamamatsu-shi public health center 053-453-6118 time in: 24 hours (we perform it on Saturdays, Sundays, and holidays)

Health Care Center 保健センター Shizuoka 静岡 054-238-4468 (4468)
Hamamatsu 浜松 053-478-1012 (1012)

停止期間	確認印	
～	保健センター	担当事務

学校保健安全法に基づく出席停止について

静岡大学

学校保健安全法における学校感染症について、学校保健安全法施行規則第 19 条の規定により出席停止の取り扱いをいたします。この期間は、治療に専念していただくようお願いします。

診断を受けたら
すぐに保健センターへ

なお、回復して授業に出席する際には、医師の診断を受け下記の証明書を保健センターへご提出ください。

- ◎ 学生、教職員が感染症にかかっていたり、かかっている疑いがあったり又はかかるおそれのある時には出席を停止させることができますことになっています。

- ◎ 学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです。 * インフルエンザの場合は治癒証明不要

感染症名	対象疾病	出席停止期間
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、マールブルグ病、ペスト、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア重症急性呼吸器症候群（病原体が SARSコロナウイルスであるものに限る）中東呼吸器症候群（病原体が MERSコロナウイルスであるものに限る）特定鳥インフルエンザ（感染症法に規定する）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	治癒するまで
第二種	インフルエンザ （特定鳥インフルエンザを除く）	発症した後 5 日を経過し、 かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消える、 または 5 日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
	麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	主治医において伝染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	細菌性赤痢、コレラ、腸チフス、パラチフス	伝染のおそれがないと認めるまで
	腸管出血性大腸菌感染症	
	流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる伝染病
	その他の伝染病	

※出席停止の期間は感染症の種類に応じて、だいたい基準が定められていますが、病状には個人差もありますので、合併症の起こらないように十分休養し、主治医の指示に従うよう注意してください。

※感染を防止するため、出席停止中は、他の方との接触は避けてください。

治 癒 証 明 書（学校感染症届出票）

静岡大学 行

所属・学籍番号

氏名

上記の者は 病名 で治療中のところ治癒したことを証明いたします。

出席（出勤）停止期間 年 月 日 ～ 年 月 日

< 付 記 >

年 月 日

①保健センター	②各学部学務係	
確認日・印	確認日	印
		

住所

医療機関名

医師氏名

印